

# 第23 簡素化案の方向性について

H31.2改訂版

(簡素化案)

- ① 前回受給者情報の自治体間共有
- ② 請求書及び印鑑票の差込印刷
- ③ 第十回特別弔慰金の現況等申立書の活用
- ④ 各種請求様式(請求書、印鑑票、現況等申立書、同意書)の変更
- ⑤ 都道府県における事務処理手順の見直し(統一)
- ⑥ 援護システムの機能追加(補正項目、進捗情報(CSV)の作成)
- ⑦ 電子メール(LGWANメール)の利用
- ⑧ 関係機関(各財務局、各市区町村戸籍担当課)への協力依頼

# ①前回受給者情報の自治体間共有

## 当初案

- 現状の援護システムでは、市区町村は未接続。
- 請求者の居住地都道府県と裁定庁である都道府県は業務上必要な情報について閲覧等が可能。

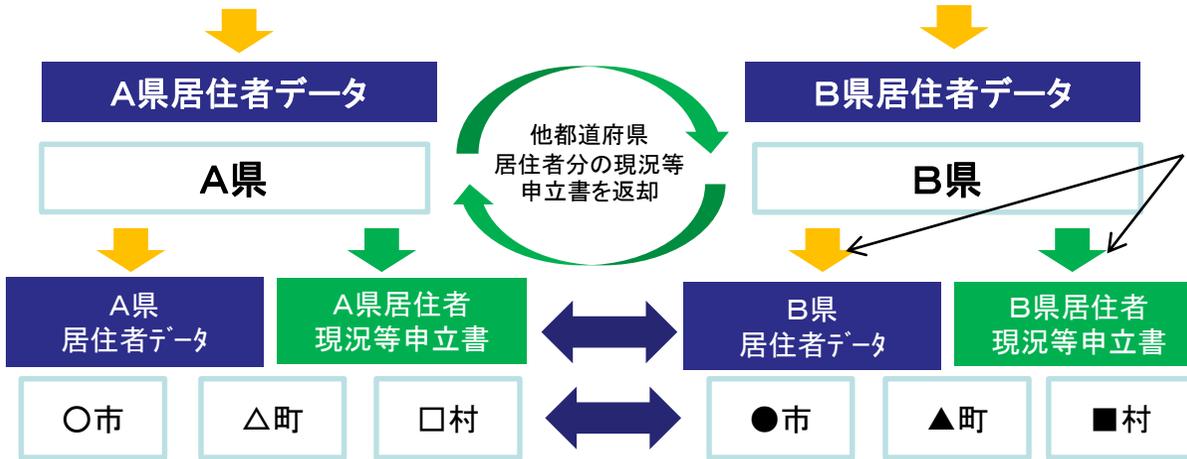
⇒下図の情報共有を検討

## 課題

- 個人情報保護との関係で共有が可能か整理が必要。
- システム上のデータは、昭和60年代以降の援護システム稼働後のもののみ(稼働前の情報は共有対象外)。

### 厚生労働省

援護システム(全戦没者データ、全受給者データ)



- ・ 同一都道府県内の他市区町村も含む前回受給者情報を共有。(請求者の居住地又は裁定庁としての都道府県として把握)

システムでの広域展開はしない

- ・ 現況等申立書を市区町村単位でPDF化して共有。

システムでの広域展開はしない  
⇒簡素化案③で対応

## 方針案

- 現行の援護システムの閲覧制限を解除する案については、仮に閲覧制限を廃したとしても、請求者以外の第三者からの審査・裁定状況等についての照会に対しては請求者の個人情報のため回答できず、その他の用途も見当たらないので、業務上不必要な情報となることから、広域展開の必要性が見出せないと判断し、現行どおりとする。
- 現況等申立書については、都道府県の個人情報保護条例との関係から実現困難というのが、意見交換会での多数意見であったので広域展開は断念。  
(簡素化案①から切り離して、簡素化案③において「現況等申立書」のみで対応方針を検討)

## ②請求書及び印鑑票の差込印刷用のデータ提供

### 当初案

○ 差込印刷用のデータ(以下イメージ)を市区町村に配布する。

(イメージ)

#### エクセルファイル

##### sheet1 (請求書)



リストで該当者を検索し、Noをここに入力すると、計算式で情報が請求書と印鑑等届出書のテンプレートに入る。請求書(差込印刷用)、印鑑等届出書をそれぞれプリンタにセットして印刷(印字)。

##### sheet2 (印鑑等届出書)



##### sheet3 (リスト)

###### 第十回特別弔慰金受給者リスト

No	戦没者情報	請求者情報
1		
2		
3		

### 方針案

○ 差込印刷用のデータを提供する。

※ 留意点: 市区町村によっては、請求窓口とPCやプリンタの位置が離れているなどの理由で使えない場合もあるとの意見もあるので、使用については強制ではなく、推奨ということで市区町村に配布。

受給者リストの文字化け(住基明朝)を気にする発言があった。住基フォントのインストール手順を伝える。

### ③ 第十回特別弔慰金の現況等申立書の活用

#### 当初案

##### <検討事項>

○裁定都道府県において、第十回特別弔慰金の現況等申立書の写しをとり、居住地市区町村ごとにPDF化。

○居住地都道府県が異なる場合は、裁定都道府県から居住地都道府県に援護システムの送受信機能により当該PDFを送信。

※個人情報保護法第8条に、保有個人情報の提供及び利用に関する規定がある。厚労省保有情報に関しては、特別弔慰金事務の円滑実施に必要と判断する情報についてはできる限り提供したいと考えているが、現況等申立書は、裁定都道府県が保有しているため、この提供に関しては、各都道府県の個人情報保護条例にも照らす必要がある。

○当該PDF(管内市区町村全域分)を管内市区町村に提供(この可否も、各都道府県の個人情報保護条例にも照らす必要がある)。

※データ量が多いため、CD-R等での提供を想定。市区町村における当該データの管理方法等は厚労省及び都道府県から提示か。

○前回受給者について前回の現況等申立書の保管がある場合は、受付窓口(請求者の居住地市区町村)で、その用紙に変更点を朱書きして貰い、新様式(下記④の別添2)に添付のうえ提出して貰う。新規請求者については、新様式のみ記入のうえ提出する。

#### 課題

○PDFにする作業が大変。個人情報保護との関係で共有可能か整理が必要(厚生労働省の判断だけでは実施できない)。

- ・ 請求窓口(請求者の居住地市区町村)で受付時のものをコピーしている場合があるが、あくまで受付時の内容であり正確性に問題がある。
- ・ 裁定庁(都道府県)で保管しているものは、請求者自身が承知していないような親族の婚姻や離婚、養子縁組等、様々な情報が都道府県の中で加筆されている。
- ・ また、裁定庁(都道府県)では、前回の請求書類の一部として綴られていると思われ、その原本の取り出し又は現況申立書の部分コピーの準備等が必要となる。

#### 方針案

○ 現況申立書のPDF化は、都道府県の個人情報保護条例との関係から実現困難というのが、意見交換会での多数意見であったことから断念。

○ 請求者が同一人である場合であって、都道府県又は市区町村で「現況等申立書」の写しを保管している場合には、その写しを簡素化案④の新様式に添付して提出することを認めることにより、請求者の負担軽減を図る。

## ④各種請求様式(請求書、印鑑票、現況等申立書、同意書)の変更

### 当初案

- 請求書……………「もとの身分」欄を選択式にする。「除籍時の本籍等」欄は市区町村名までとする。  
「前回の特別弔慰金受給者」欄及び「～年金給付の受給者が失権した場合」欄は自治体使用欄にする。  
請求者以外の連絡可能な人の電話番号等を記載する欄を追加する。  
「郵便局」というゴム印の配布を検討。差込印刷用のフォーマットも配布する。
- 現況等申立書……………前回受給者については、10弔の現況等申立書を活用し、変更部分のみ自治体で記入することを可能とする(行政側のチェックシート的な位置付けではあるが、申立書であるため新様式には記入年月日及び申立人の記名が必要)。
- 同意書……………同順位者の自署は求めず、同意書を提出できない旨の申立書と1本化。  
書類の冒頭に留意事項を記載し、請求者自身に承諾して貰い、「請求者署名(自署)+押印」を求める。  
「同意を求めた年月及び方法」欄を追加。
- 印鑑等届出書……………サイズ変更(A5→A4)、レイアウト調整、住所欄と氏名欄の入替え、滑りにくい材質への変更のうち、対応困難なものがあるか財務省及び日本銀行に確認する。  
「郵便局」というゴム印の配布を検討。差込印刷用のフォーマットも配布する。

### 方針案

- 別添1～4の案で施行する方針で問題が無ければ、様式案の決定後に施行規則及び施行通知を改定。
  - ・請求書及び印鑑等届出書の差込印刷用のフォーマットの配布については簡素化案②で検討。
  - ・差込印刷対応不可の自治体もあると思われるので、印鑑届出書用のゴム印を全市区町村の受付窓口用に配布する。  
(請求書用としては不要:請求書様式案において「郵便局」はチェックボックスとしたため)
- 印鑑等届出書については、財務省令の改訂が必要であり、財務省に対応を依頼する。

## ⑤都道府県における事務処理手順の見直し(統一)

### 当初案

#### ○他都道府県裁定分の居住地都道府県における事務処理

- ・市区町村から進達された請求書を、他都道府県裁定分と自都道府県裁定分に仕分け、他都道府県裁定分を優先的に処理する。
- ・請求者が共通して提出しなければならない書類(請求書、印鑑等届出書、現況等申立書※、請求者の戸籍抄本(相続人請求の場合は相続人であることを証する戸籍や相続関係一覧図等)が添付されているか、各書類に記入漏れがないかなどの体裁のみ確認し、速やかに裁定都道府県に進達する。 ※ 前回受給者については、新たな現況申立書(別添2)と「前回の現況等申立書の写し」が添付されているかを確認。

#### ○審査する順番

他都道府県居住者分、自都道府県居住者分ともに、市区町村受付年月(日)順に審査する。

#### ○補正

- ・裁定都道府県が請求者に直接依頼し、依頼文書の写しを市区町村に提供。裁定都道府県と居住地都道府県が異なる場合は、補正依頼文書の写しを居住地都道府県に提供(居住地都道府県から市区町村に提供)。
- ・市区町村窓口で請求者に直接説明しなければ伝わらないと思われる複雑な補正の場合は、居住地都道府県(市区町村)に補正を依頼する方が効率が良いとのこと。なお、この場合も請求者に直接交付できる内容の補正依頼文書を裁定都道府県が作成のうえ、居住地都道府県(市区町村)を通じて補正依頼することとし、進捗状況の管理(把握)は、裁定都道府県が責任を持って行い、長期間放置されることがないように努める。

### 方針案

- 審査する順番については、受付年月日順にする余裕はないという意見が多数であり、統一は断念。
- 補正について裁定都道府県が請求者に直接依頼するという案は、反対意見が多数であったため、現状どおり、居住地経由とする。
- ただし、裁定都道府県が請求者に直接渡せる文章を作成するという点については、多くの都道府県が理解を示していたので採用する。
- 補正依頼の文書フォーマットを作成し、簡素化案⑥で出力できる画面とする。

## ⑥ 援護システムの機能追加(補正項目、進捗情報(CSV)の作成)

### 当初案

#### ○補正項目の追加

援護システムに、補正に特化した項目を新設することを検討。具体的には、補正発出日、補正受取日などの項目を設け、同項目内で補正文書の送受信や管理ができるようにする。

#### ○進捗情報(CSV)の作成

現在、全国で4箇所の都道府県がサポートセンターに個別に依頼して、管内市区町村ごとの受付及び裁定件数の統計データを取得されており、これを毎月、管内市区町村に情報提供されているとのこと。援護システムに、このような統計出力機能を追加することを検討する。また、市区町村単位の総計のみでなく、請求者個々の進捗状況のリスト化を考えている。

(イメージ)※市区町村単位で以下のようなリストがいつでも作成できる機能を援護システムに追加。

請求者	市区町村 受付年月日	居住地県 受付年月日	裁定県 受付年月日	補正項目 (新設)	裁定年月日	審査結果
Aさん						
Bさん						

### 方針案

○既定方針として着手済み。

○業者が決定したため、詳細についてシステム担当と連携しながら進める。

(補正管理画面・進捗CSVはどのような項目があったらよいかについて、都道府県に意見聴取のうえ最終決定とする。)

## ⑦ 電子メール(LGWANメール)の利用

### 当初案

○市区町村と都道府県の間での連絡ツール(個人情報の送付を含む)として、電子メール(LGWANメール)の使用を認める。

### 方針案

○ 援護システムは市区町村には繋がっていないので、自治体の条例等で問題がなければ、認めることとする。

※ 厚生労働省の情報セキュリティ担当に確認のうえ、援護システムの管理規定等の改訂や国としてのセキュリティーポリシーを示す等の措置を講じる。

## ⑧ 関係機関(各財務局、各市区町村戸籍担当課)への協力依頼

### 当初案

○「印鑑票と国債発行請求内訳書等の記載事項が相違している場合の取扱いについて(平成9年7月16日付けで大蔵省理財局国債課交付国債係長から財務局・事務所交付国債担当調査官宛事務連絡)」のとおり、「神経質なほど微細なチェックをする必要はない」旨が周知されているが、現在も財務局によって訂正基準が異なっている模様。次回の特別弔慰金に向け、財務局に再度周知して貰えるよう財務省理財局に要請予定。

○厚生労働省から、各市区町村の戸籍担当課あてに特別弔慰金の請求に必要な戸籍の種類等を周知するなどの協力依頼文書を発出する。

### 方針案

○ 印鑑等届出書は、都道府県の共感の声が多かったので、通知のタイミングや内容も含め、引き続き財務省に要請する。

○ 厚生労働省から各市区町村の戸籍担当課あてに請求に必要な戸籍の種類等を周知することは、特別弔慰金の制度のみを特別扱いするようなことは許可できないとの回答であり断念。

○ 第十回特別弔慰金事務処理マニュアルのP66の問40に記載している第三者請求と戸籍法10条の関係を、市区町村の戸籍担当課に念押しで周知することを主眼においた文面で、法務省に相談する。